## 3 所轄庁による監査制度

所轄庁による社会福祉法人への監査事項、及び所轄庁による監査以外の監査制度との比較による特色は、以下のとおりである。

## 社会福祉法人監査の監査事項の変遷

■ 平成12年の社会福祉基礎構造改革による措置制度から契約制度への転換以降、サービスの質の向上や 事業の透明性の確保等に関する事項を逐次追加。

	平成12年度以前	平成13年度以降				
監査事項	I 組織運営 1. 定款 2. 役員 3. 理事 4. 監事・監査 5. 理事会 開催状況 6. 評議員・評議員会 7. その他	I 組織運営     1. 定款     2. 役員・・・役員報酬に関する事項を追加(平成13年度)     3. 理事     4. 監事・監査・・・外部監査の活用に関する事項を追加(平成13年度)     5. 理事会     6. 評議員・評議員会     7. その他・・・施設長に関する事項を削除(平成19年度)				
	II 事業 1. 事業一般 2. 社会福祉事業 3. 公益事業 4. 収益事業	II 事業 1. 事業一般 2. 社会福祉事業 3. 公益事業 4. 収益事業				
	<b>Ⅲ管理</b> 1. 人事管理 2. 資産管理 3. 会計管理	<ul> <li>■管理</li> <li>1. 人事管理</li> <li>2. 資産管理・・・資産の管理運用方法、株式保有の制限に関する事項を 追加(平成19年度)</li> <li>3. 会計管理</li> </ul>				
	Ⅳその他	▼その他・・・情報公開、サービスの質の評価、苦情解決の取組に関する事項を 追加(平成13年度) 10				

## 社会福祉法人及び事業所に対する監査・評価等の比較

	行政機関によるもの		行政機関以外によるもの(主なもの)							
	監査		監査 評価		平価	情報開示		参考		
	法人監査	施設監査	財務外部監査	第三者評価	介護サービス 外部評価	介護サービス 情報公表	大学評価	病院機能評価	JC1(国際的医療 機能評価機関)	
主たる目的	適正な法人運営の確保	適正な施設 等の運営の 確保	法人運営の透明性の確保	福祉サービスの質 の向上	介護サービスの質の 向上	利用者の選択に資 する情報の開示	教育研究水 準の向上	医療の質の 向上	医療の質の向上	
根拠法令	社会福祉法 第56条	社会福祉法 第70条等	社会福祉法人審 查基準	社会福祉法第78 条	指定地域密着型サー ビスの事業の人員、設 備及び運営に関する 基準第72条等	介護保険法第115 条の35	学校教育法 第109条等	-		
実施主体	国、都道府 県、市	都道府県、市 町村(個別法 による)	公認会計士、税理 士、監査法人等 (事業者が選択)	都道府県推進組 織に認証された評 価機関(事業者が 選択)	各都道府県が選定 した評価機関(事業 者が選択)	各都道府県(指定 調査機関、指定情 報公表センターに 委託可)	(独)大学評 価·学位授与 機構(文部科 学大臣が認証)	(公財)日本 医療機能評 価機構	J C I ( Joint Commission International)	
対象	社会福祉法人	社会福祉施 設等	社会福祉法人	社会福祉法に定め られている福祉 サービス	小規模多機能型居 宅介護,認知症対 応型共同生活介護	介護保険法に定め られた全サービス (一部除外あり)	大学等	胸院	病院	
実施· 受審	義務	義務	任意	任意(※)	義務	義務	義務	任意	任意	
公表	-	25	任意	任意(※)	義務	義務	義務	任意	任意	
費用	=-	E)	監査法人等が定め る額	評価機関ごと定める額	評価機関ごと定める額	各都道府県が条例 で定める額 ※都道府県の独自 財源により対応して いる場合あり	基本費用360 万円、1学部・ 1研究科当た 963万円	120~250万 円	受審費用500万円 +審査官の渡航費 用や通訳人件費等	
期間	毎年~4年 に1回	原則年1回	任意(大規模法人は 2年に1回、中小規模 法人は5年に1回)	任意(※)	年1回	年1回	7年ごと(法科 大学院等を置 場合は5年)	任意	任意	
備考	社会福祉法 人監査要綱、 審査基準等 の遵守状況 の確認	最低基準の 遵守状況の 確認	会計処理の適正性の確認	・サービス種別に 対応した評価基準 による評価の実施 ・評価項目をabcの 三段階で評価	・第三者による外部 評価の結果と自己 評価との異同を考察 した上で総括的な評価を行う。	・必要に応じて訪 問調査の実施も可 ・都道府県の実情 に応じて報告計画、 調査計画、公表計 画を定める	教育研究、組 織運営、施設 整備等を総 合的に評価。	認定有効期 間は5年	認定有効期間は3 年	

(※)社会的養護施設については3年に1回の受審義務